

遠賀町農業委員会通信



第9号
平成29年4月1日発行
<発行責任者>
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

農業委員等の推薦状況

平成29年7月から始まる遠賀町農業委員会の新たな農業委員と農地利用最適化推進委員の募集が2月10日から3月10日までの1ヶ月間行われ、農業委員は8名、農地利用最適化推進委員は7名の推薦がありました。また、農業委員8名のうち、認定農業者の数は6名となりました。

今後、農業委員については遠賀町農業委員候補者選考委員会において、農地利用最適化推進委員については農業委員会の総会において、委員として適任か調査・審議され、候補者として選考されます。

そして、農業委員は6月の遠賀町議会定例会に候補者として提案され、議会の同意を得た後、町長が委員の任命を行います。

また、農地利用最適化推進委員については、7月から農業委員会の体制の中で委員として委嘱されます。



農業委員活動紹介

11月16日に北九州支部研修会が北九州市において行われ、農業委員会の改正ポイントや今後重点的に

取り組みを行うべき事項などについて研修を受けるとともに、先行して新たな体制へ移行している農業委員会の状況について説明を受けました。

1月20日には福岡県農業委員研修会が福岡市において行われ、「農地利用の最適化に向けた農業委員会の役割」について研修が行われ、農業委員と推進委員の2人が担当地区で責任を持って活動する意義や農業委員会が地域の中心として活動することの重要性を学びました。

2月10日には、中間・遠賀地区研修会が岡垣町において行われ、九州農政局から講師を招き、収入保険制度の概要と経営所得安定対策の来年度からの変更点について研修を受けました。

農地は農地法により守られています。そのため、転用や改良は、手続きが必要です。罰則もありますので、まずは、農業委員会に相談します。



農地に関する手続きお気をつけてください。

書類の提出はお早めに！

最近、役場へ提出する書類が期限までに提出されないことが多いっています。提出が遅れると、取りまとめをお願いしている生産組合長さんへの負担が大きくなるほか、役場の取りまとめが遅れることで最終的には農家の皆さんへの補助金や交付金の支払いが遅れるなど皆さんに影響が出る可能性もあります。書類は期限までに提出しましょう。



5月は利用権の一斉更新

4月29日(昭和の日)
こどもまつり
農業ブース出展！
遠賀総合運動公園
10時～14時

明日を担う子どもたちにも遠賀町の農業を知つてもらおうと、夢れんげすくい、農業機械の展示、お米ができるまでのパネル展示など行います。ご来場をお待ちしています。

●小規模の農地改良面積1000㎡以下、高さ1m以内のかさ上げや湿田改良する場合

●農業委員会の許可が必要農地法第3条の農地売買・贈与農業を行う目的で農地のまま所有者以外の方に売買や贈与する場合

所有者が死亡し農地を相続する場合

米政策の見直し

30年産以降の米政策は？

米政策については、平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」で平成30年産を日途に国によるこれまでの生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者等で構成される各市町村の地域水田農業推進協議会が主体となつて需要に応じた生産に取り組むこととされました。30年産からの米政策改革で大きく変わる点は次の2点です。

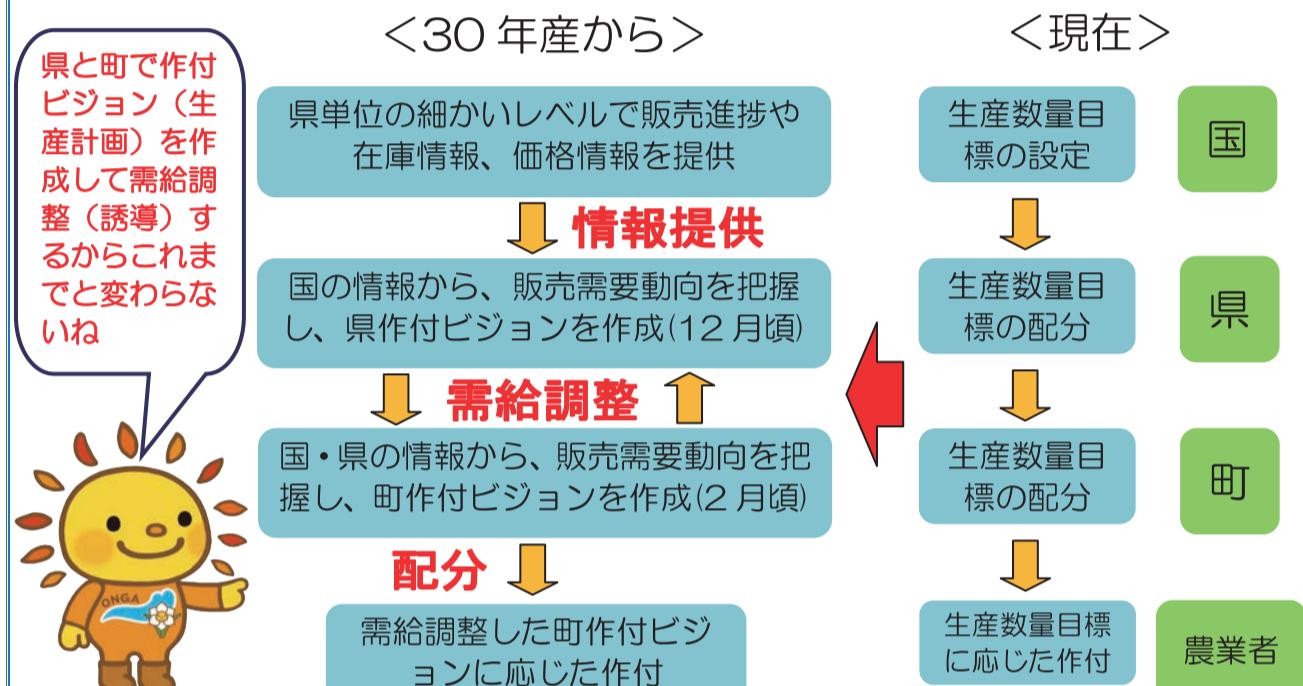


簡単に言うと30年産からは「国による配分に頼らずとも、各地域が現実の需要を見極めて主体的に需要に応じた生産を行っていくことになりま

米政策改革と言つと、これまでの米政策が大きく変わると誤解されている方もおられます。変わるのは基本的にこの2点だけです。これまではこれまでの米政策の仕組みはこれまでと全く変わりません。

②国による生産目標の配分を廃止
③米の直接支払交付金の廃止
(10a 当たり7500円)

米政策については、平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」で平成30年産を日途に国によるこれまでの生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者等で構成される各市町村の地域水田農業推進協議会が主体となつて需要に応じた生産に取り組むこととされました。30年産からの米政策改革で大きく変わる点は次の2点です。



米政策の改革について、農家の皆さん
さんは不安や心配を感じている方も
多いと思いますが、30年産以降全て
が大きく変わることではあり
ません。米の販売計画に基づいた生
産を行った27年産、28年産、そして
これから29年産の取り組みを各
地区で着実に続けることで需要と供
給そして価格が安定していくことにな
ります。

このことから、現状の取り組みを
30年産以降も引き続き取り組むこ
とで、農家の皆さんのが経営が安定す
ることになります。

このため、遠賀町地域水田農業推進協議会では毎年の需要と供給が均衡するよう福岡県と調整して、雲要に応じた米等の作付面積を「**作付計画**」で決定し、これまでと同じように各地区の生産組合長さんを通じて地区及び生産者

産は全国各地で需要に応じた生産を行い、過剰作付けも2年連続で解消しました。



これらの取り組みにより、需要と供給そして価格は確実に安定しており、生産者の方も実感されています。この成果は各地域で自主的に色々な取り組みを行った結果であるため、既に30年産以降の取り組みが行われているといつても過言ではあります。

全ての農地の利用状況を調査し、再生可能な農地と再生不可能な農地に仕分けする遊休農地の調査を行います。

限られた資源である農地を次世代に引き継ぐために、所有している農地を適切に管理しましょう。管理が困難な場合は、農業委員会へ相談してください。

農業相談を毎月実施しています！
就農、離農、農地の貸し借りや農業
転用の手続き、あつせんなど農業
員がご相談にお応えします。ご相
談のある方は、農業委員会事務局ま
でお気軽にご連絡ください。

農業委員と農地利用最適化推進委員の募集が終了し、農業委員は8名、推進委員は7名の推薦がありました。

農業委員の任期もあと3ヶ月となり、遠賀町農業委員会が新たな体制へと円滑に移行できるよう、現体制一丸となつて取り組みを進めていきます。

農地の適切な管理を